

# 山国川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

## (目 的)

第1条 この規則は、山国川漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、はえ、すっぽん、えのはをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員その他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (遊漁期間)

第3条 次の表の（ア）欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ（イ）欄に掲げる期間内でなければならない。

(ア) 魚種	(イ) 期 間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
えのは	3月1日から9月30日までの間

## (禁止区域・禁止期間)

第4条 山国川における遊漁の禁止区域及び禁止期間は、大分県内水面漁業調整規則第29条第1号、第24号、28号並びに第30条に規定する区域及び期間とする。

(全長制限)

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる魚種については、それぞれ(イ)欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚種	(イ) 全長
あ ゆ	15センチメートル
こ い	15センチメートル
ふ な	10センチメートル
う なぎ	20センチメートル
もくずがに	甲幅 5センチメートル
え の は	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 (ア)欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は(イ)欄に掲げる漁具・漁法でなければならず、(ウ)欄に係る遊漁料を納付する。ただし、肢体不自由者は次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは500円を加算した額とする。

魚種 (ア)	漁具・漁法 (イ)	遊漁料 (ウ)	
		1日	2,000円
全漁業権対象魚種 (あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのは)	手釣、竿釣、投釣、友掛 (ルアー使用は除く)	1日	2,000円
		1年	5,000円
あゆを除く漁業権対象魚種	手釣、竿釣、投釣 (ルアー使用は除く)	1日	1,000円
		1年	2,500円

※舟を使用する場合は、1隻につき1年5,000円を別途納付すること。

2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒の場合の遊漁料は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全漁業権対象魚種 (あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのは)	手釣、竿釣、投釣、 友掛、素掛け(ちょんかけ) (ルアー使用は除く)	無料

3 遊漁料は、理事会において定めた別紙に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁承認証（オンラインシステムにより発行される遊漁券（以下「電子遊漁券」という。）を含む。）を遊漁者に交付し、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、電子遊漁券においては（6）注意事項の記載を省略することができる。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 遊漁区域

(5) 遊漁料の額

(6) 注意事項

①遊漁をするときはこの承認証を携帯しなければならない。

②遊漁証は他人に貸与してはならない。

③遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

④遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

⑤遊漁者は下記の川底を攪拌してはならない。

山国川本流中津市金谷潮止えん堤から下流 200 mの間のあゆの産卵場

⑥さびき釣（かご釣）およびごろびきは禁止する。

⑦漁場監視員の指示にしたがうこと。

⑧日付、氏名記入無きは無効とする。

⑨この券ではうけ、かしぼり、網漁はできません。

(7) 発行者名（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

(1) 山国川本流中津市金谷潮止えん堤から下流 220メートルの間。

5 さびき釣（かご釣）及びごろびきは禁止する。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則) この規則は令和6年1月1日から施行する。

(附 則) この規則は認可の日から施行する。  
(令和6年8月19日認可)

(別紙)

## 遊漁券販売所

山国川漁業協同組合

地区	販売所	住所	電話番号	備考
中津市	釣具センターえびすや	中津市大字是則143-1	0979-33-0070	餌、釣り具有り
	佐藤釣具店	中津市蛭子町2丁目16番地(ゆめタウン前)	0979-24-5365	餌、釣り具有り
中津市 本耶馬溪町	佐藤商店	中津市本耶馬溪町跡田95-1	0979-52-2652 090-2712-0137	おとり鮎店
	山国川漁協本部事務所	中津市本耶馬溪町樋田91-5(八千代保育園正門前)	0979-52-2756 090-7450-5663	土日祝祭日除く
中津市 耶馬溪町	Yショップたかた	中津市耶馬溪町大字戸原71-2 国道212号沿い	0979-54-2846	コンビニ
	松田罔店	中津市耶馬溪町平田1532-1	080-3907-5018	罔鮎店
	相良工業所	中津市耶馬溪町栃木	0979-54-2167	
	宮瀬建材店	中津市耶馬溪町柿坂638-1	0979-54-2620	
	藤高強	中津市耶馬溪町山移3590-2	0979-55-2912	
中津市 山国町	道の駅やまくに 支配人兼駅長 野村毅	中津市山国町ナカマ3485番地5	0979-62-3680	
	山国工芸社(藤原和子)	中津市山国町槻木1040-4(診療所より100m先)	0979-64-2045	
	桑原田健二	中津市山国町草本736	090-2390-6373	
日田市	(株)釣具のまつお	日田市庄手中釣町759-1	0973-22-3968	餌、釣り具有り
	大倉釣具店	日田市竹田新町5-4	0973-22-5691	餌、釣り具有り
行橋市	トップ行橋店	行橋市北泉4-1-13	0930-22-6217	餌、釣り具有り
苅田町	ポイント行橋苅田店	京都郡苅田町与原1-1-5	0930-25-0941	餌、釣り具有り
福岡市	ポイント福岡花畑本店	福岡市南区屋形原1-29-1	092-564-3371	餌、釣り具有り
電子遊漁券	(株)フィッシュパス 遊漁券購入アドレス	福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 <a href="https://www.fishpass.co.jp/shop/">https://www.fishpass.co.jp/shop/</a>	0776-67-7335	